

海賊禁止令をめぐる

三 鬼 清 一 郎

はじめに

- 一、刀狩令との異同について
 - 二、初出の海賊禁止令の存在
 - 三、法令の発布年次について
 - 四、天正十四年頃の政治情勢
 - 五、海賊禁止令発布の意義と目的
- おわりに

はじめに

天正十六年（一五八八）七月八日、豊臣秀吉が朱印状の形式で発布した海賊禁止令は次のようなものである。

定

一 諸国於海上賊船之儀堅被成御停止之處、今度備後伊与両国之
間伊津喜嶋にて盗船仕之族在之由被聞食、（下）曲事ニ思食事

一 国々浦々船頭獵師、いづれも舟つかひ候者、其所之地頭代官として速相改、向後聊以海賊仕ましき由、誓帟申付、連判をさせ、其国主とりあつめ可上申事

一 自今以後給人領主致由断、海賊之輩於在之者、被加御成敗、曲事之在所、知行以下末代可被召上事

右條々堅可申付、若違背之族在之者、忽可被處罪科者也

天正十六年七月八日（朱印）
○豊臣秀吉

この法令は、同じ日付で発布された三ヶ条の刀狩令とともに周知のものとなっている。これまでも多くの著作物に引用され、豊臣政権の基本政策を示す法度としてその意義が論じられているが、そのわりには専論として扱われることは少なかったように思われる。

戦前以来の研究史については、田中健夫氏（註）が整理されているように、この問題は中世の海賊衆の系譜のなかでとりあげられて来た。彼等は各地の沿岸島嶼を根拠地として、附近を通行する船から駄別銭や関銭などを徴収し、幕府や権門勢家と結んで警固役をつとめる海の武士団であり、ときには濫妨行為を働くので人々から恐れられ

る存在であった。彼等はまた、東アジアの各地で、国境を超えた独自の空間を築いた倭寇の活動とも深く結びついていたのである。

海賊衆はやがて戦国大名の舟手衆に組織され、朝鮮出兵に際しては水軍として兵員や物資の輸送にも従事した。彼等のうちには大名に転化していくケースもあり、大名の舟手組として江戸時代を生きのびる者もみられた。また、海上航行の技術を生かして、自己の持舟で遠隔地交易を盛んに行い、それによって富を蓄積する豪商になる者もいた。各地の廻船業者もこれに含めてよいであろう。

一方、武士化や商人化の途を歩まなかった大多数の者は、生産過程から遊離することなく、海と結びついて専門の漁民となり、また豪商などの持船に加子として雇われるようになった。彼等の身分は百姓であり、農業生産と結びついている場合もあったが、全国各地には、漁業を主たる生業とする集落が生れていった。このようにして中世の海賊衆は解体され、兵農分離・兵漁分離が進行していったのである。

勝俣鎮夫氏は、キリシタン宣教師の記録をはじめとする豊富な史料をもとに、中世の海賊衆は侍身分であり、神人や商人など多面的性格をもった存在であることを指摘し、海賊衆の消滅するなかに中世社会から近世社会へ転換する姿を見出している。宇田川武久氏も、主として瀬戸内地方を中心に、中世海賊衆の実態とそれが近世にいたる過程を描いている。

この海賊禁止令は、冒頭の文言から、この時点で最初に発布され

たものではなく、以前に出された何らかの法令をうけて、天正十六年七月に改めて発布されたものとみられるが、この点は既に戦前の研究のなかで指摘されていた。辻善之助氏は、天正十五年六月に秀吉が博多でキリシタン宣教師の追放を令し、九州大名への処分を決定するなかで、最初の海賊禁止令が出されたと推定されている。当時ににおける研究状況において重要な問題提起であると考えられるが、半世紀以上にわたって、氏の見解が検討される機会は殆んどなかったといえよう。

戦後において桑波田興氏は、島津領内で発生した海賊事件の処理をめぐって検討し、豊臣政権はこの法令を通じて、中国から外交情報を入手しようと試みたという見通しを述べられた。さきの辻説については、秀吉が九州征伐の折に博多で海賊禁止令を発したという点については否定されているが、それに代る自説の提示は行われていない。

この問題を豊臣政権論のなかに位置づけ、積極的にその歴史的意義を主張したのは藤木久志氏である。氏は秀吉の海賊禁止令を「海の平和」をめざすものとして、海民掌握を目的としたこの法令が、その後の政策のなかで具体化され、五大老連署奉書などを通じて徳川政権に引き継がれていったと主張されている。氏はさらに、この法令を国内政策にとどまらず、対明勘合の復活や琉球支配をめざす豊臣政権の外交政策のなかに位置づけ、朝鮮出兵を基軸とした当時における東アジア社会の国際関係のなかでこの問題を論じている。

最近では曾根勇二氏が、徳川政権の外交政策との関わりでこの問題を扱っている。

私自身も、海賊衆が最終的に解体する帰結としての朝鮮役の際における水軍編成の問題や、その対極に形成される近世の漁村社会の問題を扱ったことがある。また、それとの関わりで海賊禁止令の問題も若干の検討を行っているが、十分に論旨を展開するには至らなかった。それゆえ本稿では、この点を意識しながら、海賊禁止令を豊臣政権が発布した法令として捉え直し、刀狩令との対比のもとに、その性格を検討することを目的としたい。とりわけ、これまで先行研究が明示してこなかった、天正十六年七月の海賊禁止令に先行して発せられた法令の存在を確定する作業を通じて、この法令の性格について検討することを予定している。対象をこのように限定したため、たとえば戦国期における海賊衆の解体過程に内在する問題や、海賊禁止令が発布されてのち、どのような形で具体的に適用され、それが江戸時代にどのように受け継がれていったかといった問題は考察の外に置かれている。この点、あらかじめお断りしておきたい。

一、刀狩令との異同について

周知のように、刀狩令の第一条では、百姓が所持する武器類を没収することを大名・給人・代官などに命じ、それをとりあつめて奉

海賊禁止令をめぐる(三鬼)

行人に引渡すよう指示している。その理由として第二条で、集められた武器類は方広寺大仏殿の釘・かすがいとして利用するため、百姓は現世のみならず来世までも仏恩を蒙ることができると論じ、第三条では、百姓は農耕に専念することによって永遠の安穩が得られるという理念が述べられている。

これに対して海賊禁止令は、第一条で備後国と伊予国の間にある伊都喜島(齋島、現広島県豊田郡)で発生した盗船事件を理由に、そのような海賊行為を厳禁することを改めて命令したものである。第二条では、船頭・猟師から今後は海賊行為をしない旨の誓紙を提出させ、それを国ごとに領主がとりまとめて提出させることを指示し、第三条では、もしも違反があった場合、その地域を支配する領主は処罰され、知行地は没収されるであろうと述べている。

刀狩令・海賊禁止令ともに、かなりの数の原文書が残されており、二次的な編纂物にも収められている。いずれも秀吉朱印状として発布されているが、前者は「条々」として七月八日付と、七月日として八日という日付を欠いたものの二種類がある。後者は「定」として七月八日付である。いずれの場合も論旨にかかわるような字句や用語の相違は殆んどみられない。刀狩令の日付に二種類あるが、発布形態についての差異は無いように思われる。八日という日付のあるものは、島津義弘・小早川隆景・立花宗茂・大友義統などに、日付を欠いたものは加藤清正・加藤嘉明などに与えられている。これらの大名には、海賊禁止令も同時に与えられている。もちろん文書

に宛所は記されていないから、現存する文書の本来の所蔵者を特定することは困難である。立花文書¹³⁾によれば、二通とも上書に「羽柴柳川侍従とのへ」とあり、立花宗茂に与えられたことが確認できる。したがって、どの文書にもその包紙に宛所が書かれていたと思われるが、残念ながら今ではそれを確認するすべは無い。史料の残存状況から判断して、天正十六年の時点で秀吉が支配する地域の大名や寺社に下されたものと思われる。法令の冒頭に「諸国百姓」「諸国海上賊船之儀」とあるように、いずれも秀吉の統治権が及んでいる領域を対象とした「天下一統の法」と確認することができよう。

しかし、海賊禁止令は海に面していない山間部の領域に発布されたかどうかは検討を要する問題である。たとえば高野山に対して刀狩令は出されているが、海賊禁止令は残存していない。高野山に対して秀吉は、没収した刀脇差のうち鞘のあるものを至急とりよせることを木食上人と前田玄以に命ずる文書も残されており、決してこれが空文に終らなかつたことを示している。しかし海賊禁止令の発布を裏付けるような徴候は何も見出せないのである。もちろん、文書の残存状況のみから軽々しい判断は慎まなければならぬが、必ずしも両者がセットで出されたとは言えないであろう。高野山のような山間部の領主や寺社にまで海賊禁止令が伝達されているかどうかは確定できないのである。問題は、それぞれ別個の契機に基いて発布される筈の二つの法令が、なぜ天正十六年七月という時点で重ねて出されたか、という点について考えることであろう。

両者の相違点については、刀狩令は百姓から武器を没収し、それを秀吉の奉行人に引渡すこと、海賊禁止令は船頭・獵師から違法行為をしない旨の誓紙を徴収するという点にある。この違いは何に起因するものであろうか。海賊禁止令が適用される諸国の船頭・獵師のうち、獵師を一般漁民と考えるならば、彼等の身分は百姓であるから、形式上は刀狩令の適用対象となる。しかし船頭の場合は、必ずしも百姓身分といえない者も含まれている筈である。かつての侍衆であった海賊衆は、この時点では大きな変貌をとげているが、大名やその家臣の被官となつて乗船している者も、廻船などに上乘りしている者も、漁業を営む一般獵師も、すべて区別なく「舟つかひ候もの」と一括されていることから、百姓身分の者を選んで武器を没収することは不可能であつたと思われる。かつての海賊衆から大名に転化したり、大名の舟手衆となつた者は、全体が水軍組織といつても過言ではないであろう。

二、初出の海賊禁止令の存在

天正十六年七月の海賊禁止令は再令であり、それに先立つて何らかの法令が発布されていたであろうことは、戦前の辻善之助氏をはじめ多くの研究者によつて既に指摘されているが、具体的にそれがいつ頃、どのような形態で、何を契機として出されたかといった点については明らかにされていない。海賊行為の取締りに関する秀吉

朱印状は紹介されているが、いずれも海賊禁止令の発布を示すものではなく、その法令が具体的に適用された事情を説明する内容なのである。

ここに紹介する加藤清正の書状は、⁽¹⁵⁾秀吉が海賊取締りの指令を出していることを裏付けるものである。

以上

今度ははん舟成敗之儀被 仰出、則 御詮之通申付、致言上候間、乍次令啓候、然ハ彼荷物之内、御用物被召上、相残所拙者 拝領仕候、誠忝次第候、然者すそわけとして皿三十進之候、次 景勝、為御侘言上洛之由、彼上洛着如何承度候、薩州者之儀、定而可為御成敗与存候、御左右相待有事候、何も御前珍敷儀候者、御報ニ可示預候、恐々謹言、

加主計

八月廿四日

清正（花押）

江雪老

床下

(異筆)

九月廿六日到来

清正は秀吉の指令をうけて直ちに実行にうつり、海賊船を捕えて積荷を没収し、その旨を秀吉に言上したところ、御用物のみを秀吉が受領し、残りの物は清正に与えられたので、そのうちの皿三〇枚を江雪老に進上するという内容である。いつ頃にどの地域で、どのような船を捕えたかについての詳細は分らないが、かなり高価な品

海賊禁止令をめぐる(三鬼)

物を積んでいる海賊船を拿捕したものと思われる。この書状は八月二十四日付であるから、天正十六年以前であることは確かである。

この事件がどの海域で発生したものであるかを考察するため、当時における清正の知行地を確定しておきたい。⁽¹⁶⁾

清正が肥後に入部するのは天正十六年閏五月であるから、それ以前には九州地方に深いつながりをもっていなかった筈である。清正は天正八年九月に播州神東郡で一二〇石の地が与えられたが、これは、信長の播磨検地を担当した秀吉が、腹心の部下に知行を配分した際、知行地の指定（所付）は翌年に行うという条件で、六割の年貢率（六ツ物成）で米を与えたものである。賤ヶ岳の戦いで柴田勝家を破った直後の天正十一年八月には近江・山城・河内の三ヶ国で三〇〇〇石が与えられたが、これには知行目録もつけられている。さらに天正十三年三月に河州錦部郡で四三四石が新恩として与えられたが、同年九月には摂州豊島郡で替地として一八三九石が与えられている。このとき収公された知行地は、さきの知行目録から判断して、江州栗太郡の一八〇〇石で、あるいはこのほか上山城の五〇石も同時に召上げられたかもしれない。さらに天正十四年正月には播州飾東郡で三〇〇石が加増されている。したがって、清正が肥後に入部する以前における知行地は摂津・河内および播磨で、大坂城の西側にあたる中国筋を抑える役割を果たしていたものと考えられる。ただ、清正の発給文書の殆んどは肥後入部以後のものであるので、畿内近国を領していた時期についての詳細はつかみにくい。⁽¹⁷⁾

清正がこの時点で、どの程度の水軍組織をもっていたかは分らないが、明石海峡をはさんで、播磨灘から茅渚海(大阪湾)にかけての海域に支配権が及んでいたものと考えられる。とするならば、清正が秀吉の命をうけて「ばはん舟成敗」を断行した地域は、この附近でないかと思われる。瀬戸内海の島嶼や淡路の岩屋などの港は海賊衆の根拠地でもあり、古くから海上交通の要衝として繁栄していた。

この文書の宛所である江雪老は清正が師と仰ぐ人物であろうが、北条氏政の奉行人として有名な岡江雪とは別人と思われる。注記に「九月廿六日到来」とあるから、この書状が届けられるのに一ヶ月も要したことが分る。当時の交通通信の事情から、この点をどのように考えたらよいか、後考を俟ちたい。もしも江雪老が上方にいるとすれば、瀬戸内海から書状が届くには日数がかかりすぎるように思われる。もちろん清正が遠方に出征している可能性も否定できない。

二、法令の発布年次について

前掲の加藤清正書状から海賊行為が発生した場所を正確に特定することはできなかったが、初出の海賊禁止令が発せられた年次を確定することは可能である。文中に上杉景勝が秀吉に対する服属のしるしとして上洛することと、薩州者(島津氏)討伐が近く行われる

であろうという意味の文言があることが手懸りとなるであろう。

上杉景勝と秀吉の関係については、天正十一年六月に秀吉から書状が送られている⁽¹⁸⁾。これは、秀吉が柴田勝家を賤ヶ岳の戦で破り、信長の後継者としての地歩を固めた頃、景勝はそれを慶賀する使者を送ったことに対する返礼で、両者は「可有御入魂」という盟約関係に入ったことを意味している。しかし秀吉は、その後も景勝に対して執拗に上洛を求めており、やむなく景勝は天正十三年七月、自分の妹の子の亀千代⁽¹⁹⁾(上条政繁の子、のち畠山義真)を養子とし、これを大坂城へ送った⁽¹⁹⁾。この人質提出によって、景勝は豊臣政権への従属を余儀なくさせられたのである。さらに天正十四年正月には、増田長盛・石田三成および木村吉清の三名が連署して、景勝に上洛を促している⁽²⁰⁾。

景勝が上洛したのは天正十四年の夏である⁽²¹⁾。五月二十日に越後府内を出発し、六月十二日に大坂に到着、十四日に秀吉と対面して茶会などの接待をうけ、泉州の堺を見物したのち十八日に上洛、二十日に参内して二十四日に帰途についた。越後府内に到着したのは七月六日である。

清正書状が天正十四年のものだと思えば、すでに景勝が上洛を終えて帰国した後になって「為御侘言上洛之由、彼上着如何」と訊ねていることに、やや違和感を覚える。清正がこの間の事情を全く知りえない場所にいたとするならば理解できるが、ほかの可能性は無いだろうか。

天正十三年八月に秀吉は越中の佐々成政を攻めて降伏させるが、その折に上杉景勝が秀吉のもとに出仕する動きがあった。八月四日に高野山金剛峯寺に宛てた秀吉朱印状によれば、「藏介居城富山之城相済候条、彼表立馬、越後長尾可出仕由候間、一札可請之候」とあり、同じ趣旨のものを他へも送っている。

秀吉はこの間に金森長近に命じて飛驒の姉小路氏を攻めて滅亡させているが、それに対して景勝は二名の家臣を使者として送り、太刀や馬などを献上した。⁽²³⁾

景勝は富山に赴いて秀吉に謁見することを考えていたらしいが、秀吉の意向もあって思いとどまり、代りに使者を送っている。この間の動きについて清正が、景勝が上洛するものと誤解した可能性も考えられるが、やはり無理であろう。天正十四年と一応仮定しておいて、次の手懸りを検討してみたい。

「薩州者之儀、定而可為御成敗与存候」とあるように、清正は秀吉が薩摩の島津氏に対する討伐に踏み切ることを待ち望んでいる様子⁽²⁴⁾がうかがわれるが、天正十四年八月の段階では、九州を舞台にして戦闘が行われていた。すでに大友宗麟（宗滴）と義統は上洛し、九州国分けについての秀吉からの指示をうけ、毛利輝元もこれに従ったが、島津義久は拒否していた。秀吉は九州の情勢に気を遣い、具体的な指示を与えているが、総力をあげて九州攻めを行う準備にかかるのは天正十五年に入ってからである。みずから三月一日に出陣することを定めた「陣立書」⁽²⁵⁾には、八十余名の武将と八万六千余

人の軍勢が記されているが、清正はその後備に一七〇人を率いて参陣することになっている。

天正十三年八月の時点では、四国の国分けは済んでいるものの、九州征服は具体的な日程にのぼっていない。同年十月に秀吉は島津義久に書を送り、天皇の命令という口実で私戦の停止を求め、大友氏と和睦するよう述べているが、明確な敵対関係には入っていない。この頃に奥州や関東の大名に送った書状にも、秀吉が九州に出陣することにについては何も記されていない。そのような状況下で、清正が島津討伐を云々することは考えられないから、この文書は天正十四年に比定しなければならぬ。したがって、秀吉は最初の海賊禁止令を、天正十四年八月またはその直前に発布したことが確認されたことになる。

四、天正十四年頃の政治情勢

天正十六年七月に発布された海賊禁止令に先立って、ほぼその二年前にあたる天正十四年八月頃に同じ趣旨の法令が秀吉によって出されているとするならば、それはいかなる契機によるものであろうか。

秀吉はこの頃、九州の政治情勢に対処するための指令を諸大名に発していた。すでに具体的な日程にのぼっていた島津征伐のため、大規模な軍勢を送る必要に迫られていたが、そのためには畿内から

瀬戸内海を経て九州にいたる海上ルートの安全を確保することが絶対に必要であった。また、和泉の堺は中世以来の貿易港として栄えていたが、堺や京都の商人は博多や長崎、さらには薩摩や琉球と結んで活発に動いており、商圈は東南アジアにも及んでいた。瀬戸内海の代表的な海賊集団といわれる村上氏は、薩摩から堺にかけて往来する商人の船から駄別銭を徴収し、同時に、海上通行の安全を保証する警固役を室町幕府などの公権力から認められていたといわれる。⁽²⁶⁾ このようななかで、海賊行為を絶滅させることは、航海の自由を確保するとともに、薩摩への補給路を絶つことも意味していたと考えられる。

この頃、秀吉は小早川隆景に宛てた九月八日付の朱印状で、能島氏が海賊行為をしたことを「言語道断曲事無是非次第」と激怒し、本来ならば直ちに成敗するところであるが、もしも言い分があれば村上元吉を大坂へ上らせるよう隆景に命じ、それが実行されない場合には軍勢を差しむけると述べている。この文書の年代比定は、さまたまな説があつて一定しないが、秀吉の朱印のみを捺してある文書は天正十三年以降と考えられる。⁽²⁸⁾ また、海賊禁止令が出された後になる天正十六年九月には、隆景は従五位下・侍従に任ぜられているから、左衛門佐と呼ばれることはない。十五年だとするならば、隆景は筑前名島に転封していたが、同じ日付で秀吉からの判物を受取っている。判物と朱印状が同時に同一人物に出されることは考えられない。十四年にも隆景は九州に出征中で、このような朱印状が

与えられる可能性は低い。

天正十三年九月頃に隆景は、秀吉の命をうけて伊予における城割りを行っていた。⁽²⁹⁾ それに先立って、閏八月十八日に秀吉は近江坂本から書を送り、⁽³⁰⁾ もしも伊予国中の城の請取りが滞っている場合には、蜂須賀家政と協力するようにという指示を隆景に与えている。このような折に能島氏の手海賊行為が秀吉の耳に入り、折から伊予に在陣中の隆景に嚴重な取締りを命じたものである。この間の事情が、秀吉に対して最初の手海賊禁止令を發布させることを決意させた動機の一つとなつたといえよう。

天正十三年三月、秀吉は紀州雑賀一揆を攻めて降伏させたが、秀吉が一揆勢の拠点となつた太田村に与えた四月二十二日付の朱印⁽³¹⁾ 状によれば、「在々百姓等、自今以後然上者、鋤鎌等農具を嗜、可專耕作者也」とある。これは天正十六年七月の刀狩令の先駆をなすものと評価されている。⁽³²⁾

ほんらい海賊禁止令で取締るような行為は、山賊その他の盗賊と同じような犯罪であるから、特段の法令によらないで処罰することは可能であつた。たとえば天正九年と推定される三月二十八日付の秀吉判物では、長浜町人が所有する船二艘が若狭・丹波の沿海で海賊の被害を受けることがないよう保証を与えている。織田信長も永禄十二年正月に、分領中の廻船に対する非分を禁止する法令を出している。⁽³⁴⁾ 為政者にとって、陸上の往還路の安全を確保するのと同じく、航路の安全を保証することが必要で、海賊行為はつねに禁圧の

対象であった。対馬の宗義智が慶長五年三月に豊崎郡に下した禁制九ヶ条のなかに、「嶋中ニおゐて山賊・海賊、付放火之事」という一条を設けている。

天正十四年に秀吉は、三河の徳川家康に妹の旭姫を嫁がせるための準備に奔走していたが、それが一段落してからは、朝鮮出兵を予定しながら九州攻めの準備を具体化させていた。四月には毛利輝元に対して分国の置目を申しつけ、みずからの出陣を予定して道路の普請を命じている。六月に宗義調に与えた判物では、秀吉は日本国中を悉く治掌し天下静謐となつたので、九州の見物をかねて出陣し、その折に朝鮮へも人数を遣すだろうと述べている。このような情勢のなかで最初の海賊禁止令が発せられたものと思われる。この法令が發布された後にも秀吉は、⁽³⁸⁾仙石秀久を豊後に遣すため、船の用意を塩飽島年寄中に命じ、明石惣中に対しては、兵庫までの継船の準備を申しつけている。⁽³⁹⁾海賊禁止令は、とりわけ瀬戸内航路の安全の確保に役立ったものと思われる。

五、海賊禁止令發布の意義と目的

天正十四年八月頃に秀吉が發布した最初の海賊禁止令は、来るべき九州出兵に供えて瀬戸内海の航路の安全を確保するために出されたものと思われる。すでに秀吉は四国出兵に際して、村上水軍一族である能島氏の海賊行為に手を焼いていた。したがって、この法

令は南蛮貿易を意識し、倭寇の取締りを目的として出されたというよりは、全国制覇のための国内での条件整備といった側面が強いことを考えに入れておく必要がある。

この法令は秀吉朱印状として出されたものであろうか。清正は「御詮之通申付」と記しているから、何らかの文書が伝達されたことが考えられ、今後にそのような文書が発見される可能性は残されている。しかし、たとえば「人掃令」と同様に、秀吉の指示が奉行人に口頭で伝えられ、それが大名領主に伝えられるというケースも考えられる。この場合には秀吉の発給文書としては存在しないが、実定法として存在したことは疑いない事実である。この点、「喧嘩停止令」のような実在する根拠に乏しいものと同列に扱うことはできないであろう。

秀吉は二年後に改めて海賊禁止令を發布した。瀬戸内海でたまたま発生した海賊行為を契機として出されたもので、意図した効果についても共通する面をもっている。以前に私は、この海賊禁止令が瀬戸内から九州地方における海賊衆の根拠地を主たる対象として發布されたことについて、藤木久志氏から御批判をいただいた。⁽⁴⁾私としても、海賊禁止令が全国法令であることを前提として如上のように叙述したつもりであるが、あたかもこれが局地的な法令のように受取られたことは私の表現の至らなさと思い反省している。また、海賊禁止令がその後に具体的なケースで適用されたことも藤木氏が指摘される通りである。私の本意は、刀狩令との発布形態と

の相違を念頭において考えようとしたのである。

最後に、藤木氏が海賊禁止令に関して提出された論点について、若干の検討を試みたい。

船頭が帯刀を許されていることから、刀狩令は百姓から武具を没収することを主眼とするものではなく、身分標識として特定の者に帯刀を許すためのものであるという点については、刀狩令が百姓身分の者を対象とする限り、町人や神主などが帯刀していたとしても不思議ではない筈である。船頭の場合も、出自が海賊衆であることから、すべてが百姓身分であるとは限られず、帯刀が許される場合も当然あったと思われる。

海賊行為を取締る責任の所在では、地頭や代官などの所領を単位とした属地主義がとられ、領主ごとに責任海域を決める属人主義ではない、という点に関していえば、これは当時における海の帰属にかかわる重要な問題であるが、海域の通行権や地先漁場における漁業を営む権利からみて当然のことといえよう。もしも代官や領主ごとに責任海域を決めて海賊の取締りにあたらせる「領海主義」をとるとするならば、それはすべての海域を秀吉の直轄としなければならない筈である。

氏が提出され大きな論点として、海賊禁止令は海民の掌握をめざした国内政策にとどまらず、豊臣政権による対明勘合政策や対琉球政策が並行して追求されていることから、これを東アジア外交の基礎として位置づけたことが挙げられる。この問題については、私は

すでに書評の形⁽⁴²⁾で考えをのべたことがあり、朝鮮役の評価にかかわる問題にも及ぶので、ここでは要点を述べるにとどめたい。

海賊禁止令は海における惣無事Ⅱ豊臣平和令にほかならず、秀吉の朝鮮出兵はこれを海外に適用したものであるという点については、次のように考えるべきであろう。

惣無事の論理とは、天皇の権威とみずからの強大な武力を背景として、国内の大名や土豪・給人を服属させるためのもので、いわば最後通牒として発せられたものである。したがって、天皇の権威が及ぶ筈のない外国にこれを適用することは不可能である。もしもこの論理が外国にも及ぶものだとするならば、天皇の権威を受入れる素地が外国にもあるということ的前提としなければならない。

豊臣政権の国内統一の論理は、武力・暴力による征服一辺倒ではなく、惣無事Ⅱ平和の論理によっているという点についても疑問がもたれる。

歴史概念としての「平和」は、「戦争・征服・侵略」の反語という近代的語感でとらえるべきでない。たとえばヨーロッパ中世社会における「ラントフリーデ」は、異教徒や異端者に対する撲滅運動のなかで用いられ、大量殺戮も神の名における正義と認識されていたのである。海賊禁止令が海における平和令とみなし、その延長線上に秀吉の朝鮮出兵をとらえ、秀吉が海上静謐を実現したにもかかわらず、朝鮮国王が秀吉に挨拶しなかったという点を出兵の要因と考えるとき、豊臣政権がその初発の段階から朝鮮出兵Ⅱ唐入りを目

的として準備をすすめていたという事実が見失われる危険がある。とはいえ、海賊禁止令のもつ意義を豊臣政権論のなかに位置づけた点について、藤木氏の提起は大きな意味をもっている。このような視点を生かしていくためにも、海賊禁止令をはじめとする豊臣政権が発布した法の実像を明らかにし、それがもつ構造と機能を個別に分析していくことが必要であろう。

おわりに

豊臣政権が天正十六年七月、刀狩令と同時に発布した海賊禁止令と、それに先行する法令について若干の検討を試みた。初発の海賊禁止令が発布された年次については天正十四年八月頃であると確定できたと思われるが、発布にいたる過程や契機などについては不明の点が残されている。これが果して秀吉朱印状の形態で発布されたか否かについても明らかにすることはできない。今後の検討によつて少しでも実像に近づいていきたいと思う。

豊臣政権下において発せられた法令の形態や内容は多様である。秀吉の判物ないし朱印状として出されるもの、年寄衆や奉行人の連署形態で発せられるもの、さらには口頭伝達されたと思われるものもある。それらの法令の性格と機能については、個別具体的に追求していかねばならない。本稿はそのためのささやかな試みの一つである。

注

- (1) この文書は多くの刊行物に収録され周知のものとなっているが、僅かながら字句の異同がみられる。ここでは加藤清正に与えられた秀吉朱印状である尊経閣所蔵の「加藤文書」から採った。
- (2) 田中健夫「日本中世海賊史研究の動向」(『史学雑誌』六十八編一―号、一九五九年)、のち『中世海外交渉史の研究』(東京大学出版会、一九五九年)に収録。
- (3) 勝俣鎮夫「中世の海賊とその終焉」(帝京大学山梨文化研究所シンポジウム「中世」から「近世」へ)、一九九四年六月。
- (4) 宇田川武久『瀬戸内水軍』(教育社歴史新書、一九八一年) 同『日本の海賊』(誠文堂新光社、一九八三年)。
- (5) 辻善之助「元明交通と倭寇」(『増訂海外交通史話』二六二頁、一九三〇年) 初刊は一九二一年。
- (6) 桑波田興「天正十六年秀吉法度について」(鹿児島大学教育学部社会科学研究室編「鹿児島島の歴史と社会」、一九七九年)。
- (7) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)。
- (8) 曾根勇二「ばはん禁令について―家康・秀忠外交の一断面―」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年)。
- (9) 拙稿「朝鮮役における水軍編成について」(『名古屋大学文学部二十周年記念論集』一九六八年)。
- (10) 拙稿「水主役と漁業構造」(『宝月圭吾先生還暦記念『日本社会経済史研究』近世編、吉川弘文館、一九六七年)。
- (11) 拙稿「文祿・慶長の役と瀬戸内の海賊―海賊禁止令をめぐる―」(『歴史手帖』四巻五号、一九七六年)。
- (12) 「立花文書」(一)、(東大史料編纂所・影写本)。
- (13) 金剛峯寺文書(東大史料編纂所・台紙付写真)。
- (14) 「高野山文書」(一)、三二六四号。
- (15) 「下郷共済会所蔵文書」(四)、(東大史料編纂所・写真帖)。同文の

ものが「南部晋氏所蔵文書」(二)、(同右・影写本)にも収められている。

(16) 以下「紀伊徳川文書」(同右、影写本)による。

(17) 「加藤文書」(同右、謄写本)には肥後入部以前における清正の動靜を示すような文書も収められているが、史料批判を要するものもある。

(18) 「新潟県史」資料編3、三三七号。

(19) 藩政史研究会編「藩制成立史の総合研究 米沢藩」(吉川弘文館、一九六三年)、一三三頁。

(20) 「新潟県史」資料編3、七六一号。

(21) 「天正十四年上洛日帳」(東大史料編纂所・写本)。

(22) 「宝簡集」坤、続宝簡集(同右、謄写本)。

(23) 「上杉文書」(七)、(同右、影写本)。

(24) 「当代記」巻二(「史籍雜纂」第二、五三頁)、その他。

(25) 「島津家文書」(一)、三四四号。

(26) 注3参照。

(27) 「小早川家文書」(一)、二八六号。

(28) 天正十二年九月という可能性も無いわけではないが、このとき秀吉は小牧・長久手戦の和議のため家康・信雄の連合軍と北伊勢で交渉に入っていた。

(29) 藤田達生「豊臣期国分に関する一考察―四国国分を中心に―」(「日本史研究」三四二号、一九九一年)。

(30) 「小早川家文書」(一)、四〇二号。

(31) 「太田文書」(東大史料編纂所・影写本)、『大日本史料』十一編ノ十五、四三三頁。

(32) 播磨良紀「太田城水攻めと原刀狩令」(津田秀夫先生古稀記念『封建社会と近代』同朋舎、一九八九年)。

(33) 「南部文書」(一)。(東大史料編纂所・影写本)。

(34) 「堅田村旧郷土共有文書」(東大史料編纂所・影写本)、『大日本史

料』十編ノ一、八三三頁。

(35) 「対馬古文書纂」(一)。(東大史料編纂所・写本)。

(36) 「毛利家文書」(三)、九四九号。

(37) 「宗家朝鮮陣文書」(武田勝蔵「伯爵宗家所蔵豊公文書と朝鮮陣」、『史学』四卷三号、一九二五年)。

(38) 「塩飽島文書」(東大史料編纂所・影写本)。

(39) 「柏木文書」(同右、影写本)。

(40) 注11参照。

(41) 注7、一三三頁以下。

(42) 「日本史研究」二八〇号、一九八五年。